

# ビジネスサポートなごの **2**

FEBRUARY 2013



経営者シリーズ トップかく語りき

株式会社風景館  
大女将

関谷 庸子氏

Yoko Sekiya



株式会社風景館

上高井郡高山村奥山田3598  
TEL 026-242-2611 FAX 026-242-2510  
創業 明和元(1769)年  
資本金 1,500万円  
業種 温泉旅館  
<http://www.fukeikan.co.jp>

## おもてなしの心と伝統文化の継承を大切に。

良質な温泉と松川溪谷の美しい景色で人気が高い山田温泉。その歴史は古く、森鷗外や与謝野晶子など多くの文人墨客に愛された温泉としても知られる。

風景館の創業は明和元(1769)年。同温泉で最も古い歴史を持つ旅館のひとつだ。大女将の関谷庸子さん(72歳)は、子息で7代目社長の小一郎氏、若女将の理英さんと共に創業240余年の歴史を受け継ぐ。「お客様に親切にし、感謝され、喜んでお帰りいただくことが代々のモットー。規模よりも内容を深めていくことを第一に、地道にやってきました」と大女将はおだやかに話す。

昭和37年に嫁ぐ前は旅行会社に勤務。新入社員歓迎会で初めて体験した伊豆の旅館での「別世界に来たような感動」を今も忘れない。結婚

後10年間は先代女将について、無我夢中で女将修業。昭和48年に先代が亡くなると、日本旅館のあるべき姿を見つけたいと全国の旅館女将が集まる会に参加し研さんを積んだ。「母から学んだことはたくさんありましたが、まだまだ知らないことばかりで。亡くなった時には、これから先どうしていけばいいのかと路頭に迷うような気持ちでしたね」。

日本旅館はどうあるべきか、結論は今もまだ出ない。しかし大切にしているのは、おもてなしの心と日本の伝統的な文化の継承だ。自身、館内の茶室でお点前を披露することもある。

「地域に根ざした文化を受け継ぎ、しつらえに生かしています。それを全国からいらっしゃるお客様に喜んでいただければ何より。さらに地元の

子どもたちを集めて、五穀豊穡を願う伝統の小正月行事に向けて繭玉づくりをするなど、地域活動にも積極的に参加しています」

長野県温泉協会認定「温泉療養指導士」として、より安全・快適で健康づくりに役立つ温泉の入り方のアドバイスも行なう。「まずかけ湯をして、お湯に身体をならしてゆっくり入ってください。半身浴が良いですね。入浴前後にコップ一杯ずつ、お水を飲みましょう。冬場、家庭風呂では特に、脱衣場と浴室を暖かくしておくよう心がけて」。温泉の入り方を聞くとそう教えてくれた。

かつて味わった「別世界に来たような感動」をすべてのお客様に味わってもらうために。大女将は今日も、日本の温泉文化を伝え、日本旅館ならではのおもてなしを追求している。

回 覧

## CONTENTS

FEBRUARY 2013

## 2

表紙写真

経営者シリーズ

株式会社風景館 大女将

関谷 庸子氏

## 事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所  
特許について(6)

4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記  
(番外編⑮)

5

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

平成25年中に施行される  
改正法への具体的対応

6

経営者の成長指南 浪 宏友氏

企業会計NOW

第23回 日本の財政は破綻するの  
か? しないのか?

7

プロの力を借りて100の壁を越える!

Business Information

Tea Room

8

## 事業実施カレンダー

## CALENDAR

## 2月の予定

1金 企業対抗ボウリング大会

16日

2日

17日

3日

18日

4日

19日

5日

20日

6日

21日

7日

22日

8日 決算法人説明会(3月決算法人)

23日

9日

24日

10日

25日

11日

26日 西山ブロック講演会・会員交流会

12日 須高ブロック時局講演会

27日 経営相談室 新入会員歓迎会

13日 経営相談室

28日

14日

15日

## 事業レポート

## 12月末会員数

今年度、組織委員会では10～11月を会員増強月間と定め、部会単位及び関係諸団体とも連携し会の組織維持拡大への活動を行った。依然厳しい経済環境を反映し、減少傾向にある。結果は以下の通り。会員増強にご協力いただいた皆様ありがとうございました。

■会員数:5,938社(加入率:58.9%)

■異動表

期首(4/1)	入会	退会	12月末
5,999	93	154	5,938



## 2013 3月の予定

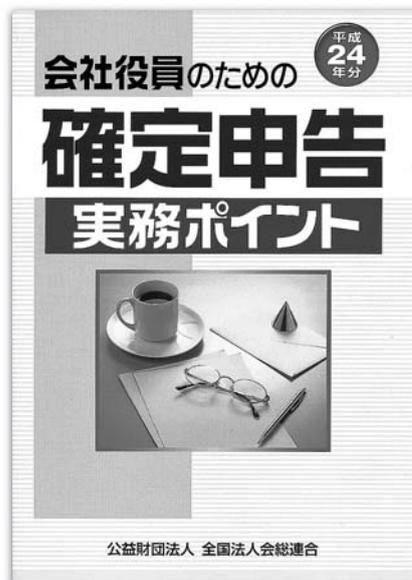
1金	16日
2日	17日
3日	18日
4月	19火 決算法人説明会(4月決算法人)
5火	20水
6水	21木
7木	22金
8金	23日
9日	24日
10日	25日
11日	26火
12火	27水 経営相談室
13水 経営相談室	28木
14木	29金
15金	30日
	31日

## ご案内

公益財団法人全国法人会総連合が作成したテキスト『会社役員のための確定申告 実務ポイント』が完成しました。

会社の役員が確定申告を行う際に、気をつけるべきポイントとして、所得税の基本的仕組みだけでなく、不動産の貸し付けや譲渡にかかってくる税金、株式の配当や譲渡に係る税金、会社と役員間の取引にかかる税金などが解説されています。体裁はA4判・32頁・カラー刷りです。

ご希望の方には無料でご送付しますので、事務局へご連絡願います。TEL 026-227-0011



## 決算説明会

## 3月決算法人対象

開催日時

2月8日(金)

10:00~11:30

会場

若里市民文化ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。今回都合がつかない場合は翌月以降の説明会にご出席願います(資料請求も可)。駐車場に限りがございます。なるべく公共交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

3月19日(火)

10:00~11:30

ホクト文化ホール

法人会  
経営相談室

法律相談は、第2・第4水曜日  
税務・労務相談は都度実施  
詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

2月13日(水)

27日(水)

10:00~12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276 会議所ビル 3F  
TEL026-227-0011

相談員

弁護士

※労務・税務に関しては相談案件があった場合に各専門家と相談の上、日程調整いたします。

費用

会員=無料、会員以外=5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX(026-224-2655)にて送信願います。

# ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属  
 弁護士 倉崎 哲矢  
 倉崎法律事務所



## 特許について(6)

会員の皆様こんにちは。弁護士の倉崎でございます。

さて、今回は法人等の従業者が、業務上発明をした場合(いわゆる「職務発明」)の権利関係についてお話させて頂きたいと思っております。

この職務発明制度を考えるに当たって最も重要なことは、発明から生ずる権利や利益について、使用者と従業者との間で、最も効率的かつ衡平にかなった分配がされるよう配慮することです。

すなわち、今日発明は組織内でなされることが非常に多く、従業者に対しては発明への、その使用者等に対しては(もしかするとすべて無駄になってしまうかもしれない)発明に対する投資へのインセンティブを与えなければ、発明を促進することができません。

そこで、従業者、使用者双方に意欲を沸き立たせるように発明による利益を分配する必要があり、特許法もそのような理解から以下のような法制度を用意しています。

まず、これまでにお話ししました通り、**特許法第29条**は、『発明をした者は、…その発明について特許を受けることができる。』と定めていますので、職務発明の場合でも、自ら発明をした従業者が「特許」の持ち主になることは、通常の場合と同様です。

しかし、**特許法第35条第1項**は、『使用者、法人、国又は地方公共団体(以下、「使用者等」という。))は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員(以下、「従業者等」という。))が

その性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明(以下、「職務発明」という。)について特許を受けたとき、または職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について**通常実施権**を有する。』と定めております。

ここで言う「通常実施権」とは、無償の発明の利用権のようなもので、このような利用権を発明に対する投資の対価として使用者に与えることで、使用者と従業者との利益バランスを確保しようとしているのです。

なお、使用者の勤務規則その他の定め、あるいは契約によって、職務発明についての特許を受ける権利若しくは特許権を従業者から使用者へと承継させることは法的に可能ですが、その場合**特許法第35条第3項**が、『従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等の特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、…たときは、**相当の対価**の支払を受ける権利を有する。』と定めておりますので、従業者は使用者に対し相当の対価を請求することができます。

そして、そこでの対価は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇等に照らし合理的であることが必要です(**特許法第35条第4項、第5項**)。

BOOK  
 ビジネス書  
 ランキング

### 今月の売れ筋10冊

2012.12/1~2012.12/31  
 平安堂長野店 提供

- 1 幸せのサービス ■宇都宮恒久/著 日本能率協会 1,400円
- 2 新幹線お掃除の天使たち ■遠藤功/著 あさ出版 1,400円
- 3 スタンフォードの自分を変える教室 ■ケリー・マクゴニガル/著 大和書房 1,600円
- 4 「ついでにいきなり」と思われるリーダーになる51の考え方 ■岩田松雄/著 サンマーク出版 1,400円
- 5 人生がときめく片づけの魔法2 ■近藤麻理恵/著 サンマーク出版 1,400円
- 6 強い会社の教科書 ■小山昇/著 ダイアモンド社 1,600円
- 7 トヨタの片づけ ■OJTソリューションズ/著 中経出版 1,300円
- 8 100円のコーラを1000円で売る方法2 ■永井孝尚/著 中経出版 1,400円
- 9 現実を視よ ■柳井正/著 PHP研究所 1,500円
- 10 ビジナリー・カンパニー4 自分の意志で偉大になる ■ジム・コリンズ/著 日経BP社 2,200円

今月の  
 一冊



### 幸せのサービス

宇都宮恒久 著 日本能率協会  
 1,400円(本体価格)

本書の著者は、長野市に本社を置く中央タクシーの前会長です。業界の常識である「利益中心主義」の考え方と戦いながら、徹底した「お客様主義」を貫き通し、市民に愛されるタクシー会社を目指す姿勢が記された書籍です。どんな業界の経営者の方にも、オススメできる一冊です。

## 税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

## 税務調査の立ち会い顛末記 (番外編⑮)

所得税の確定申告の時期がやってきました

今年もいよいよ、所得税の確定申告の時期がやってきました。

そこで今回は、平成24年中に特定の団体等に対して、一定金額以上の寄附金の支出をした個人が、所得税の負担を軽減してもらうために行う「寄附金控除」や「寄附をした場合の税額控除」の概略について説明いたします。

## 1. 寄附金控除とは

納税者個人が、平成24年中に、(1)震災関連寄附金(国又は東日本大震災により著しい被害が発生した地方公共団体に対する寄附金及び東日本大震災に関連する財務大臣が指定した寄附金)又は、(2)次の①～⑨に掲げるような特定寄附金(但し、学校の入学に関してするものを除きます)を支出した場合において、下記の計算式による算出額を、自分の総所得金額等の合計額(注1参照)から控除することで、所得税負担の軽減を図るといふ、所得控除制度の一つです。(所得税法第78条ほか参照)

なお、添付書類などの詳細については、関与税理士又は最寄の税務署にお尋ねください。

- ①国又は地方公共団体に対する寄附金
  - ②公益社団法人・公益財団法人その他公益目的事業を行う法人又は団体に対する寄附金で財務大臣が指定したもの
  - ③独立行政法人に対する主たる目的である業務に関連する寄附金
  - ④地方独立行政法人法第2条第1項に規定する法人で、同法第21条第1項又は第3項から第5項までに掲げる業務を主たる目的とするものに対し、その法人の主たる目的である業務に関連する寄附金
  - ⑤日本赤十字社、日本私立学校振興・共済事業団、日本司法支援センター及び自動車安全運転センターに対する、その法人の主たる目的である業務に関連する寄附金
  - ⑥公益社団法人及び公益財団法人に対する、その法人の主たる目的である業務に関連する寄附金
  - ⑦私立学校法第3条に規定する学校法人で学校などの設置を主たる目的とするもの、又は、同法第64条4項の規定により設立された法人で、専修学校などの設置を主たる目的とするものに対する、その法人の主たる目的である業務に関連する寄附金
  - ⑧社会福祉法人に対する、その法人の主たる目的である業務に関連する寄附金
  - ⑨更生保護法人に対する、その法人の主たる目的である業務に関連する寄附金
- また、上記以外に「特定寄附金」とみなされて、寄附金控除の対象とされるものには、次の(ア)及び(イ)があります。(詳細は、関与税理士や税務署にお尋ねください)
- A) 特定公益信託への支出金(所得税法第78条第3項ほか)
  - B) 政治活動に関する寄附金(措置法第41条の18第1項)
  - C) 認定特定非営利活動法人等(以下「認定NPO法人等」という)に対する寄附金(措置法第41条の18の2)

- (ア) 金銭以外の物による国などへの寄附(措置法第40条第1,14項)
  - (イ) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合(措置法第41条の19)
- (注1) 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額です

## 寄附金控除額の計算式

$$\text{震災関連寄附金} + \text{特定寄附金}(*1) - 2,000\text{円} = \text{寄附金控除額}$$

(\*2)

- \*1 総所得金額等の合計額(注1参照)の40%相当額が限度となります
- \*2 総所得金額等の合計額(注1参照)の80%相当額が限度となります

## 2. 寄附をした場合の税額控除とは

上記1において震災関連寄附金や特定寄附金として、「寄附金控除」の対象となるものの一部については、選択により所得控除である寄附金控除に代えて、一定の金額を所得税額から控除する(税額控除)ことを、適用できる場合があります。

その概要は以下のとおりですが、添付書類・控除税額の計算式などの詳細については、関与税理士又は最寄の税務署にお尋ねください。

- (1) 政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附に係る支出をした場合のうち、政治資金規正法に基づき総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたもの(政党等寄附金)。(措置法第41条の18第2項)
- (2) 認定NPO法人等に対し、その法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出をした場合(認定NPO法人等に関する寄附金)。(措置法第41条の18の2第2項)
- (3) 次に掲げる法人に対する寄附(その運営組織及び事業活動が適正であること、並びに、市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たすものに限る)に係る支出をした場合(公益社団法人等寄附金)。(措置法第41条の18の3第1項)
  - ① 公益社団法人及び公益財団法人
  - ② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条4項の規定により設立された法人
  - ③ 社会福祉法人
  - ④ 更生保護法人
- (4) 震災関連寄附金のうち、次に掲げる寄附に係る支出をした場合(特定震災指定寄附金)。(震災特例法第8条第2項)
  - ① 社会福祉事業に関する民間奉仕活動を行う団体等が、東日本大震災の被災者支援活動に必要な資金に充てるものとして、社会福祉法人中央共同募金会に対して支出された寄附金
  - ② 認定NPO法人等の東日本大震災の被災者支援活動に特に必要となる費用に充てるため、当該法人に対して支出された寄附金であって、その寄附金の募集に際し国税局長の確認を受けたもの

## 税務署からのお知らせ

## 確定申告書の提出は、お早めに

## 申告と納税の期限

所得税・贈与税…………… 3月15日(金)  
 個人事業者の消費税・地方消費税… 4月 1 日(月)

## 振替納税をご利用の方【口座振替日】

所得税… 4月22日(月)  
 消費税… 4月24日(水)

## ■申告書の作成は■

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください!

★画面の案内に従って入力すると、所得税・消費税・贈与税の申告書や青色決算書などを作成できます。

★作成したデータは、印刷して税務署に提出(郵送)でき、そのままe-Taxを利用して送信することもできます。

★e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。有効期限は3年間です)、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

## ■申告会場■

長野税務署の申告会場は、ビッグハット隣長野市若里市民文化ホールです。  
 開設期間 2月12日(火)～3月15日(金) 受付時間 午前9時～午後4時  
 (土・日は除く。ただし、2月24日と3月3日の日曜日に限り、用紙の配布、申告相談及び確定申告書の受付を行います)

★上記期間、長野税務署には確定申告書を作成するための会場は設けていません。

★若里市民文化ホールへの直接のお問い合わせはご遠慮ください。

★申告書を郵送される方は、長野税務署あて(〒380-8612 長野市西後町608-2) にお願ひします。

●お問い合わせ 長野税務署 TEL026-234-0111(自動音声案内)

詳しい情報はe-Taxホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)へ

# 最近の労働情報

社会保険労務士  
産業カウンセラー  
セクハラ・パワハラ  
防止コンサルタント  
**傳田 清一**  
(デンダ キヨカズ)



傳田清一 社会保険労務士事務所  
〒380-0803 長野市三輪6-23-16  
TEL 026-213-6338  
FAX 026-233-2330  
E-MAIL k-denda@sky.plala.or.jp  
URL http://www.denda-sr.jp/

## 平成25年中に施行される改正法への具体的対応

### 1. 改正高年齢者雇用安定法

#### (1) 希望者全員の65歳までの継続雇用

現行では60歳以降の雇用として継続雇用制度を導入した場合に、あらかじめ労使協定を締結することで、継続雇用制度の対象となる従業員を限定できる仕組みが設けられています(以下、「労使協定による選定基準」という)。ところが、平成25年4月よりこの取り扱いが廃止となり、原則として希望者全員を65歳まで雇用しなければならなくなります。

#### (2) 平成37年3月31日までの経過措置

(1)の改正は企業の人事管理に大きなインパクトを与えかねないことから、平成37年3月31日までの12年間については労使協定による選定基準に関し、経過措置が設けられます。具体的には年金を受給できる年齢に到達した以降については労使協定による選定基準により、継続雇用の対象者を限定することが可能とされています。その対象範囲については、年金の支給開始年齢に併せて以下のように段階的に引き上げられます。

表 経過措置の範囲

経過措置期間	対象年齢(労使協定選定基準)
平成25年4月1日～平成28年3月31日	61歳以上で選定基準対象にできる
平成28年4月1日～平成31年3月31日	62歳以上
平成31年4月1日～平成34年3月31日	63歳以上
平成34年4月1日～平成37年3月31日	64歳以上

なお、この経過措置の取り扱いをするためには、平成25年3月31日までに労使協定による選定基準を定め、締結しておく必要があります。

#### (3) 例外的に継続雇用しないことができる者の定め

(2)の経過措置のほか、希望者全員を継続雇用の対象とすることについてもう一つ、例外的な取り扱いを定めることができます。具体的には「高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針」(平成24年11月9日厚生労働省告示第560号)の中で、例えば以下のような就業規則に定める解雇事由または退職事由(年齢にかかわらずものを除く)に該当する場合は、例外的に継続雇用しない者として定めることができます。

- 心身の故障のため業務に堪えられないと認められること
- 勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たし得ないこと 等

この取り扱いをするためには、就業規則に定められている定年規定を見直す必要があります。改正高年齢者雇用安定法の施行まで残り2ヶ月となりましたので、早めに就業規則の見直し・届出や労使協定を締結する準備を進めておきましょう。

### 2. 改正労働契約法(無期労働契約への転換)

無期労働契約への転換については平成25年4月より施行されます。この無期労働契約への転換とは、有期労働契約が繰り返し反復更新され、通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、有期労働契約を無期労働契約に転換するというものです。

通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する契約から対象になるため、本格的に無期転換が問題になるのは5年後の平成30年4月以降となります。

企業としては、現状において有期契約労働者がどのような業務を行っているか洗い出し、本当に有期労働契約とする必要があるのかを確認する必要があります。

その上で、5年以内の雇用で回していくのか、無期転換にするのかという方向性を検討することになります。

これまで以上に労働契約期間や更新の管理・手続きをしっかりと行っていくことが求められます。

### 3. 障害者の法定雇用率の引き上げ

障害者雇用については、平成25年4月より法定雇用率が現行の1.8%から2.0%に引き上げられます。これにより、常時雇用する労働者数50名あたり1名の障害者を雇用する必要があることとなります。なお、この常時雇用する労働者数には、週所定労働時間20時間以上30時間未満の短時間労働者について、1人を0.5人としてカウントすることになっています。そのため、正社員が20人、週所定労働時間20時間以上30時間未満のパートタイマーが60人いる企業の場合、常時雇用する労働者数は50人(20人+60人×0.5=50人)となり、障害者を少なくとも1人は雇用する義務が生じることとなります。

以上のとおり、法改正の施行が迫ってきていますので、法改正の内容を再度確認した上で対応を進めておきましょう。

## 経営者の成長指南

### 経営者に参加する

仕事のできる人を雇い入れたら、はじめのうちは仕事をどんどんこなしてくれてよかったのですが、次第に仕事のできることを鼻にかけて、経営者を無視するようになってきました。

経営者には独自の考え方があり、他の会社とは一味違った仕事をして顧客に喜ばれていたのです。ところがその人は、経営者の考えを無視して自分の考えで仕事をしてしまうのです。このため得意先からクレームが入るようになりました。

経営者は彼に、経営者の考え通りに仕事をするように話をしました。彼は面倒くさそうに話を聞いて、分かった分かったとうなずいて見せるのですが一向に改まりません。そのうち顧客が離れ始めて、仕事が激減してしまいました。

経営者の考えや思いを共有できない人は、仕事ができればできるだけ、経営を乱すことがあるのです。

従業員が経営者の思いや考えを自分の思いや考えとして仕事をすれば、経営者が直接仕事をしているのと同じになります。このような従業員を、私は、経営者に参加していると言っています。

経営者から思いを聞き、考えを学んだ従業員が、本当にそうだと理解し、その通りだと感動すると、経営者に通じる思いを持つようになります。経営者と同じ方向で考えるようになります。経営者に参加するようになるのです。

経営者に参加している従業員なら、安心して仕事を任せられます。信頼して、仕事の相談をすることができます。

経営者に参加し、経営者と一体となって業務に当たり、経営を盛り立ててくれる従業員は、会社の宝にちがひありません。



人材育成コンサルタント  
浪 宏友事務所  
代表 浪 宏友

〒380-0935 長野市中御所5-13-21-106 TEL&FAX 026-224-2638 E-mail nakagosho@f8.dion.ne.jp

# 企業会計

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 井原正人

## 第23回 日本の財政は破綻するのか?しないのか?

現在、国の総債務残高のGDP比は200%を超え、ギリシャなどを上回り先進国中最悪な状態です。また、歳入のうち税収以上の額を国債発行に依存しており、これは戦後混乱期以来で明らかに異常な状態といえます。

平成24年度の予算を見ても、歳入の5割近くを公債の発行で賄っている状態です。社会保障関係費も26.4兆円と歳出の約3割を占めており、財務省によれば、今後、社会保障給付費が社会保険料収入を加味しても、毎年1兆円規模で増大していく見込みです。

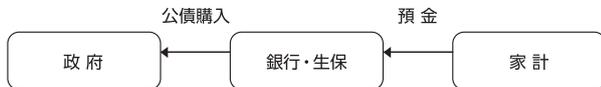
このような状態であることから、このままでは日本が財政破綻するという論調の記事が多くみられます。他方で、財政破綻することはないという論調もみられますので、それぞれの論拠を簡単にまとめてみました。

&lt;平成24年度予算&gt;

歳出		歳入	
国債費	21.9	税収	42.3
基礎的財政収支対象経費		その他収入	3.7
社会保障関係費	26.4	建設公債	5.9
地方交付税交付金等	16.6	公債費収入	
その他	25.4	赤字公債	38.3
合計	90.3	合計	90.3

### ① 財政破綻はあり得るとする論拠

・国債の直接の購入者は金融機関や生保であり、その原資は個人の金融資産である。今後、高齢者の預金の取り崩しにより預金の流出が進むと、国内では国債を消化しきれなくなる。



代わりに海外に調達先を求めると、今までの利率での消化は難しく、国債の引受価格が下落して金利が上昇する可能性がある。

・国債は国際的に取引されている金融商品でもあり、ひとたび信用不

安が起されれば投機筋の空売りにより国債が暴落する可能性がある。  
※国債の価格が下がると利率は上がり、価格が上がると利率が下がるという関係にあります。

・国債の利率が上昇すると、利払いのための資金調達のためにさらに国債を発行することになり国債が雪だるま式に増えてしまう。

※財務省では、想定より1%利率が上昇すると、平成27年度で国債費が約4.1兆円増加すると試算しています。

・デフォルト（債務不履行）を避けるために日銀が直接国債を引き受けると、市場への資金供給が過剰になりハイパーインフレが発生し、国民の預金が無価値になってしまいます。ハイパーインフレなどの経済的な混乱も財政破綻である。

### ② 財政破綻することはないとする論拠

・日本の財政状態を資産・負債の残高から分析すると、資産の額を控除した純額での負債残高は対GDP比で深刻な状況ではない。

※財務省によれば、平成22年度で、1,042兆円の負債に対して625兆円の資産があります。

・ユーロ加盟国と違い、日本は独自に通貨の発行ができるので通貨を必要だけ発行して、日銀が自ら公債を引き受ける、又は金融機関に低利で供給し、金融機関に公債を引き受けさせることで公債のデフォルトは起きない。

※通貨が多額に供給されることによりハイパーインフレが起こる可能性はありますが、この論拠では財政破綻の定義を公債のデフォルトに限定しています。

・公債の90%以上は国内で消化できているので、信用不安によって海外投資家に売られることで金利上昇が生じることはない。金利は低いままに推移しているのは安全な証拠である。

結局、両説で財政破綻の定義を、デフォルトに限定するか、ハイパーインフレも含めるかで結論が異なっているだけで、デフォルトもハイパーインフレも国民にとっては災難であることに違いはありません。

現状のままでは災難を待つだけということでは両説とも変わりはないと思います。

## プロの力を借りて100の壁を越える! SEASON 2

■指導協力 東 直樹 プロ(長野カントリークラブ所属)

### ●第11回 ●●● クラブ買い換え時の注意点

皆様、こんにちは。長野法人会事務局の伊藤です。オフシーズンですが県外へ行かれていた方も多いかと存じます。

さて今回はクラブの買い換えについてお話を聞いてきました。オフシーズンはクラブを買い換える方も多いのではないかと思います。確かに、いい時期でもありますが、少し注意が必要です。冬場は以前も書きましたが、身体もシャフトもボールも固くなっているため、飛びや球のつかまりが違います。つまり「このクラブいいな!」と思っても、実際の力量より優しいクラブの可能性があります。少し難しめに感じるクラブの方がいい場合もあるので、せっかくお金を出すのですから要注意です。また、販売店などでスピン量やヘッドスピードを測定して、合うクラブをオススメしてくれます。確かにデータは重要ですが、自分自身の感覚の方が重要とも。構えたときに「どうもうまく当たる感じがしない…」と感じるならいくらデータ的には適していてもやめた方がいいようです。やはりメンタル面が

重要なスポーツです。見た目の良さなど意外な要素が大きく影響することもあるようです。

また、理想を言えば、その日の体調や気候、コンディションによってクラブ選択する「二刀流」が良いのですが、ご承知の通りそんな余裕はありません。まずは、自分に適した一本を探し、しっかり使いこなせるよう練習します。



※スイングの疑問・悩み、トラブルのリカバリー方法など実際に東プロのワンポイントアドバイスをご希望の方は長野法人会事務局 (TEL227-0011)までお問い合わせ願います。

情報アンテナ

ビジネスインフォメーション

Business Information



このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

食べて、飲んで、おしゃべり!

今女性に人気の鉄板焼きダイニングです。

お好み焼き、ステーキなどの鉄板焼きからヘルシーメニューまで、豊富なメニューはどれもリーズナブル!お酒もノンアルコールも充実しています。

◆木曜日はレディースデー 1時間500円で飲み放題!

ダイニング  
コソミ

須坂市北横町1302-10  
☎026-214-7333  
◆営業時間  
17:00~24:00  
火曜定休

お得なカーライフをお約束!!

驚きの安値!

タイヤ交換 1本 390円  
オイル交換 1本 990円

タイヤが安い!

高品質の外国製新品タイヤから国産タイヤまで、驚きのお値打ち価格で販売!

カー&バイク用品 高値買取中!

タイヤ、ホイール、カーナビ、オーディオ、各種パーツまで、何でもお売りください!

お気軽にご相談ください!

タイヤ&ホイール  
MANEKI-MOAIZOU 高価買取

長野大橋店  
買収受付 10:00~19:00 営業 10:00~19:30 年中無休  
長野市青木島町綱島421-2  
http://manekimoaizou.com ☎026-214-9081

飯綱高原に“帰宅”しませんか。

長野市中心部まで車で15分!  
標高1000メートルの美しい高原は人気の住宅地です。

★当社は飯綱高原・戸隠専門の不動産会社。安心です。

★飯綱高原に自社分譲地多数所有。購入者の8割が定住しています。

★創業30年。当社スタッフのほとんどが飯綱高原の住人です。

今春、新分譲地、発売!

信州戸隠飯綱地域開発機構

株式会社イクセレント

長野市飯綱高原 2471-618  
TEL026-239-2277 FAX026-239-2991  
http://eil.co.jp/

Tea Room

今シーズン一番の大雪。雪かきをしたら案の定体のふしふしが痛み、日ごろの運動不足を痛感している。普段から少しでも運動していたら、いざというときに困らなかったのに。そんな風に思った人もきっと多いだろう。

東日本大震災から1年と11ヵ月。電力問題、防災対策。また、少子高齢化対策としての福祉。無駄遣いをせず、本当に必要な公共投資を行い、いざというときに困らないようにしていただきたい。そう願っている。

小林 直之